資料３－２

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査

評価書名
独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務　全項目評価書

評価実施機関名
独立行政法人　日本学生支援機構

提出日
令和5年2月16日

概要説明日
令和5年3月8日

（目次）

全体的な事項

※ 評価実施手続に関する事項及び特定個人情報ファイルに共通する事項

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(1)しきい値判断に誤りはないか。	―	―	―	―	問題は認められない	対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2)適切な実施主体が実施しているか。	―	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	―	―	問題は認められない	特定個人情報ファイルは、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）による学資の貸与及び支給に関する事務において保有するものであることから、実施主体は適切である。
(3)公表しない部分は適切な範囲か。	―	―	―	―	問題は認められない	評価書の内容は全て公表することとしている。
(4)適切な時期に実施しているか。	―	―	―	―	問題は認められない	オンラインで個人番号等を入手し、使用することに伴う個人番号提出用システム（仮称）の開発は、令和5年4月からを予定しており、プログラミング開始前の適切な時期に評価を実施している。
(5)適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	―	―	―	―	問題は認められない	国民への意見募集については、機構のホームページにて、32日間実施したほか、意見への対応状況は機構のホームページで公表することとしており、事後の措置も適切である。
(6)特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	―	―	―	―	問題は認められない	機構法による学資の貸与及び支給に関する事務について、求められる事項が具体的に記載されている。 なお、再実施の理由となる新たに実施する事務については、奨学金申込時等に、個人番号提出用システム（仮称）を使用してオンラインにより個人番号等を入手し、使用するものであるが、当該事務についても求められる事項が具体的に記載されている。

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（7）記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	―	―	―	―	問題は認められない	機構法による学資の貸与及び支給に関する事務における番号制度への対応は機構政策企画部が行っており、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実施に当たって、リスクを軽減させるための措置の実施等については、責任を負うことができる部署である。
（8）特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	①特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P.3 P.65 ～ P.67	Ⅰ 1. ②	問題は認められない	機構法による学資の貸与及び支給に関する事務の内容について、予約採用・在学採用における選考・審査、返還誓約書提出時における連帯保証人の収入状況の確認、奨学金の振込口座の登録、適格認定における収入状況の確認、返還期限猶予・減額返還における審査、返還者等との和解に向けた折衝等において、特定個人情報ファイルを使用することが事務の流れに即し具体的に記載されている。 また、別添1の事務の内容において、奨学金申込時には本人又は本人の代理人から郵送、対面又はオンラインにより個人番号を入手し、整合性を確認した上で紐付け用DBシステムに登録すること、情報提供ネットワークシステム経由で特定個人情報を取得すること等、事務において取り扱う特定個人情報の流れが事務の内容に即して具体的に記載されているほか、公平かつ公正な奨学生の採用及び奨学金の回収の実現、添付書類の省略による奨学生等の負担軽減等のメリット等が具体的に記載されている。
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P.3 ～ P.4	Ⅰ 2. ②	問題は認められない	
		4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P.3 ～ P.4	Ⅰ 2. ③	問題は認められない	
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P.5	Ⅰ 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P.5	Ⅰ 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P.7 P.68 ～ P.75	Ⅰ （別添1）	問題は認められない	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		審査結果	所見
(9)特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	―	―	P.23 ～ P.33	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかが具体的に記載されている。
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑨特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業者に対する教育・啓発を行っているか。	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか。	P.33	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検については、特定個人情報を取り扱う職員を対象として、特定個人情報の取扱い等に関する自己点検及び情報セキュリティに関する自己点検を定期的に実施すること等が具体的に記載されている。 監査については、特定個人情報の管理の状況等について、監査責任者が定期に及び必要に応じ随時に監査を行い、その結果を個人情報総括保護管理者に報告すること等が記載されている。 従業者に対する教育については、特定個人情報の取扱いについて理解を深め、特定個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行うこと等が具体的に記載されている。
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか。	P.33	Ⅳ1. ②	問題は認められない	
		72. 特定個人情報を取り扱う従業者等に対しての教育・啓発や違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。	P.33	Ⅳ 2.	問題は認められない	
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか。	P.35	Ⅵ 2. ⑤	問題は認められない	寄せられた意見への回答として、寄せられた意見に対し、機構としての考え方を一覧形式で取りまとめ、機構のホームページにおいて公表することとしている。
(12)個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	―	―	P.1	表紙	問題は認められない	機構は、学資の貸与及び支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）その他関係法令等を遵守するとともに、特定個人情報の保護と安全な利用について適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言している。

特定個人情報ファイル
（学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイル）

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
(8)特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か。当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	②特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。	8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.8	Ⅱ 2. ③	問題は認められない	特定個人情報を保有する必要性として、奨学金の貸与及び支給の認定における家計の審査並びに支給中の適格性の確認（給与奨学生のみ）に当たっては、奨学生等、生計維持者、世帯構成員の収入状況等を把握する必要があること、貸与奨学生からの返還誓約書の提出を受けて連帯保証人の収入状況を確認する必要があること等が具体的に記載されている。 特定個人情報の保管・消去について、特定個人情報が記録された書類及び電磁的記録媒体の保管室については、他の執務室と区別し、施錠して部外者が入室できないよう物理的な対策を実施するとともに、電磁的記録媒体の保管室内には監視カメラを設置していること、紐付け用DBシステムに保管される学資の貸与及び支給に係る特定個人情報管理ファイルに記録される特定個人情報は、原則として返還完了後又は支給終了後（返還することとなった給付奨学金については返還完了後、不正受給金については徴収完了後）5年経過時まで保管し、保管期間経過後、システム処理にて削除すること等が具体的に記載されている。
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P.8 ～ P.9	Ⅱ 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P.10	Ⅱ 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P.10	Ⅱ 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P.11	Ⅱ 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P.12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.12	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P.13	Ⅱ 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.14	Ⅱ 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.14	Ⅱ 4. ⑤	問題は認められない	
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P.13 ～ P.14	Ⅱ 4. ⑧	問題は認められない	
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.15	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P.15	Ⅱ 5. ②	該当なし	
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 6. ①	問題は認められない	
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 6. ②	問題は認められない	
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P.16	Ⅱ 6. ③	問題は認められない	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
（10）特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 （11）記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	③特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク1：	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、機構は奨学金の申請を行う奨学金申込者に限定したID及びパスワードを発行し学校を通じて奨学金申込者に配付し、当該ID及びパスワードは翌年度には使用不可にすること、奨学金の返還に係る申請等の際は、本人しか知り得ない複数の情報を用いて新たに登録するID及びパスワードを用いる等、厳格なユーザー認証とアクセスコントロールを行うこと、奨学金申込等の申請に必要な書類については奨学金案内等で十分に周知の上、各種の申請内容に応じた所定の申請様式、番号法第16条に定められた本人確認のための書類等及び所定の様式による同意書のみを郵送、対面又はオンラインにより提出させ、その他の不要な情報を提出させないこと等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、奨学金申込者等が利用する端末と機構側の個人番号提出用システム（仮称）の間は、通信上でデータの暗号化処理を行うこと、インターネットと個人番号提出用システム（仮称）の間は、Webアプリケーションファイアウォール及びファイアウォールにより通信の制御を行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようにすること、紐付け用DBシステムに入力、照会を行う専用端末において、紐付け用DBシステムから個人番号を含んだファイルを取り出して保管することができないようにシステム制御を行うこと、システム制御が不可能な複製行為を制限し、管理区域以外への持ち出しを禁止するルールを定めること、個人番号提出用システム（仮称）と個人番号提出用システム（仮称）に接続する端末間及び紐付け用DBシステムと紐付け用DBシステムに接続する端末間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保すること等が具体的に記載されている。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク1：	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.23	Ⅲ 2. リスク2：	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 2. リスク3：	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 2. リスク3：	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.24	Ⅲ 2. リスク3：	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 2. リスク4：	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.25	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	④特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク1：	問題は認められない	目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク対策として、紐付け用DBシステムには、個人番号を利用する業務に必要となる最小限の情報及び情報提供ネットワークシステムや地方公共団体情報システム機構より取得した情報のみを記録するとともに、これらのシステムにアクセスできる職員を限定することにより、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを防止し、加えて奨学金業務システムには特定個人情報を連携しないこと、個人番号提出用システム（仮称）においては、提出された個人番号、本人確認のための書類等及び個人番号を紐付け用DBシステムに登録するために必要な最小限の情報のみを保存し、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを行わないこと等が記載されている。 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク対策として、紐付け用DBシステムを利用できる職員を限定し、各個人に対してユーザID及びパスワードを付与して、ログイン認証を行うこと、個人番号提出用システム（仮称）を利用できる職員等を限定し、各個人に対してユーザーID及びパスワードを付与して、ログイン認証を行うこと等が具体的に記載されている。 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク対策として、専用ネットワークでの通信障害が発生した際等の緊急時に特定個人情報を電磁的記録媒体に記録する場合はICカード認証等機能付きの媒体とし、ICカード認証等を設定した媒体以外は個人番号提出用システム（仮称）に接続する端末で使用できないようシステム的に制御すること、個人番号提出用システム（仮称）と紐付け用DBシステムの接続については、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保すること、紐付け用DBシステムにおいて保管されている特定個人情報のうち、必要な情報を機構職員に提供する際は、個人番号を切り離したうえで情報を提供するようにシステムにおいて制御することで、特定個人情報の複製や漏えいを防止していること等が具体的に記載されている。
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要のない情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25	Ⅲ 3. リスク1：	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2：	問題は認められない	
		35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2：	問題は認められない	
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2：	問題は認められない	
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録等を残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残していなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク2：	問題は認められない	
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.26	Ⅲ 3. リスク3：	問題は認められない	
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 3. リスク4：	問題は認められない	
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.27	Ⅲ 3. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑤特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない	個人番号を含むデータの入力業務を委託することとしているが、委託先の選定に当たっては、ISO27001やプライバシーマークの取得実績、事業者における情報セキュリティを確保するための体制・個人情報の管理体制について資料を提出させ、高度なセキュリティ対策・個人情報管理体制を有していることを確認すること、契約後は、委託先への立入検査等により、定期的にセキュリティ対策及び個人情報の管理体制を確認すること、機構から提供する特定個人情報の目的外の利用及び他者への提供を禁止する旨、また、機構から提供された特定個人情報は必要がなくなり次第速やかに機構に返却する旨を契約書に明記すること、秘密保持に係る誓約書等を委託先から提出させること等が具体的に記載されている。 委託先は、委託業務の実施に当たり、特定個人情報ファイルにアクセスできる従業者を必要最小限に限定すること、特定個人情報ファイルへのアクセス記録及びシステム処理の操作ログを記録し一定期間保管するとともに、許可された範囲以外の作業を実施していないか定期的に確認すること、特定個人情報が記録された書面を廃棄する場合には、復元が困難な状態にすること、特定個人情報が保存された電子計算機及び電磁的記録媒体を廃棄する場合は、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用又は物理的な破壊若しくは磁気的な破壊により、復元が困難な状態にすること等が具体的に記載されている。
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない	
		43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていない場合、提供されていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.27 ～ P.28	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	
		45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために行っている措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.28	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.28	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 （指針第10（2））	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑥特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	ー
		50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク1：	該当なし	
		51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の使途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク2：	該当なし	
		52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 5. リスク3：	該当なし	
		53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.29	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし	

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑦情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.29	Ⅲ 6. リスク1：	問題は認められない	目的外の入手が行われるリスク対策として、中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録を実施し、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止すること、情報照会する際には、情報照会を行う必要がある対象者のみを抽出したファイルをシステムにおいて作成することで、目的外の入手が行われないよう対象の限定を行っていること等が具体的に記載されている。 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク対策として、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計された中間サーバーを利用し、安全性を確保した上で情報取得を行い、情報提供ネットワークシステムと中間サーバーとのシステム連携以外による情報取得は行わないこと、機構側のシステムと情報提供ネットワークシステムとの間は、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持したネットワーク（文部科学省ネットワーク、政府共通ネットワーク等）を利用し、安全性を確保すること等が具体的に記載されている。 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク対策として、各システムにファイアウォールを設けて、関係するシステム間の通信のみ許可すること、紐付け用DBシステムに接続する端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御された業務用の専用端末のみとし、その他の使用許可を得ていない端末からのアクセスを受け付けないようシステム側で制御すること等が具体的に記載されている。
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入手しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク2：	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク3：	問題は認められない	
		57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入手する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク4：	問題は認められない	
		58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク5：	該当なし	
		59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク6：	該当なし	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.30	Ⅲ 6. リスク7：	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.30	Ⅲ 6. その他のリスク	該当なし	

審査の観点 （指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
	⑧特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題は認められない	物理的対策として、特定個人情報を取り扱う基幹的なサーバー等の機器設置室等については、立ち入る権限を有する者の特定、立入りに際しての用件の確認、入退の記録の措置、ICカード、生体認証、監視カメラ等の不正入退を抑止するための防犯設備の設置等の対策を実施していること、クラウド環境を利用することとなった場合、クラウド環境は、クラウド事業者が保有・管理する環境（日本国内）に設置し、クラウド事業者による設置場所への入退室記録管理及び施錠管理をすることでリスクを回避すること、クラウド事業者はISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得し、セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できるものを選定し、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしているものとすること等が具体的に記載されている。 技術的対策として、特定個人情報を取り扱う情報システムについては、外部からの不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設定による経路制御等を行うこと、不正プログラムによる特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するためのウイルス対策ソフトの導入、最新パターンファイルへの更新による不正プログラムの感染防止等を行うこと、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないよう制御していること等が具体的に記載されている。
		63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題は認められない	
		64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時への対応等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	
		66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.31	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題は認められない	
		67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク2:	問題は認められない	
		68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.32	Ⅲ 7. リスク3:	問題は認められない	
		69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P.32	Ⅲ 7. その他のリスク	問題は認められない	

評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策

審査の観点（指針第10(2)）	主な考慮事項	主な考慮事項（細目）	該当箇所		審査結果	所見
(10)特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11)記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	⑩その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	74. 奨学金申込時等に、個人番号提出用システム（仮称）を使用してオンラインにより個人番号等を入手し、使用するが、その際の取扱いに係るリスク対策について具体的に記載されているか。記載された対策は特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P.25等	Ⅲ 2. リスク4等	問題は認められない	・奨学金申込者等が利用する端末と機構側の個人番号提出用システム（仮称）の間は、通信上でデータの暗号化処理を行うこと ・個人番号提出用システム（仮称）においては、提出された個人番号、本人確認のための書類等及び個人番号を紐付け用DBシステムに登録するために必要な最小限の情報のみを保存し、目的を超えた紐付け、事務に必要の無い情報との紐付けを行わないこと ・個人番号提出用システム（仮称）を利用できる職員等を限定し、各個人に対してユーザーID及びパスワードを付与して、ログイン認証を行うこと ・専用ネットワークでの通信障害が発生した際等の緊急時に特定個人情報を電磁的記録媒体に記録する場合はICカード認証等機能付きの媒体とし、ICカード認証等を設定した媒体以外は個人番号提出用システム（仮称）に接続する端末で使用できないようシステム的に制御すること ・個人番号提出用システム（仮称）と紐付け用DBシステムの接続については、通信の暗号化等の高度なセキュリティを維持した専用ネットワークを利用し、機密性を確保すること 等が具体的に記載されており、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当である。

【総評】

(1)　機構法による学資の貸与及び支給に関する事務においては、特定個人情報ファイルを適切に取り扱うことについて、一連の事務の内容や流れが具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

(2)　事務で取り扱われる特定個人情報ファイルの取扱いについてのリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

(3)　オンラインによる個人番号等の入手等に係るリスク対策等、本評価対象事務において懸念されるリスク及びリスク対策についても、具体的に記載されており、特段の問題は認められないものと考えられる。

【個人情報保護委員会による審査記載事項】
（Ⅵ　評価実施手続　4．個人情報保護委員会の承認）

(1)　独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務の内容、特定個人情報ファイルの内容、特定個人情報の流れ並びにリスク及びリスク対策が具体的に記載されており、特段の問題は認められないと考えられるが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(2)　特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、紐付け用DBシステムに入力し、照会を行う専用端末及び個人番号提出用システム（仮称）に入力し、照会を行う専用端末は、インターネット閲覧やメール送受信等が行えないように制御すること等の措置が記載されているが、特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行する必要がある。

(3)　組織的及び人的安全管理措置については、適切な組織体制の整備、職員への必要な教育・研修、実効性のある自己点検・監査等を実施し、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要である。

(4)　情報漏えい等に対するリスク対策については、インターネットと個人番号提出用システム（仮称）の間は、Webアプリケーションファイアウォール及びファイアウォールにより通信の制御を行い、インターネットからの不正なアクセスやインターネットへのデータの流出が起こらないようにすること、不正プログラムによる特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するためのウイルス対策ソフトの導入、最新パターンファイルへの更新による不正プログラムの感染防止等を行うこと等のリスク対策が記載されている。特定個人情報保護評価書に記載されているとおり確実に実行することに加え、不断の見直し・検討を行うことが重要である。